

議案第2号 大竹市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について（案）

1 経緯

令和7年4月1日から、市の組織の一部が変更となり、本協議会の事務局を担っている自治振興課が市民課に名称変更した。

2 案の趣旨

課の名称変更に伴い、規約の一部を改正する必要があるため、委員の承認を求めるもの。

3 改正の内容

規約第13条第2項「自治振興課」を「市民課」に改める。

4 施行日

令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。